電子マニフェスト及び優良認定処理業者の活用について

三重県廃棄物・リサイクル課

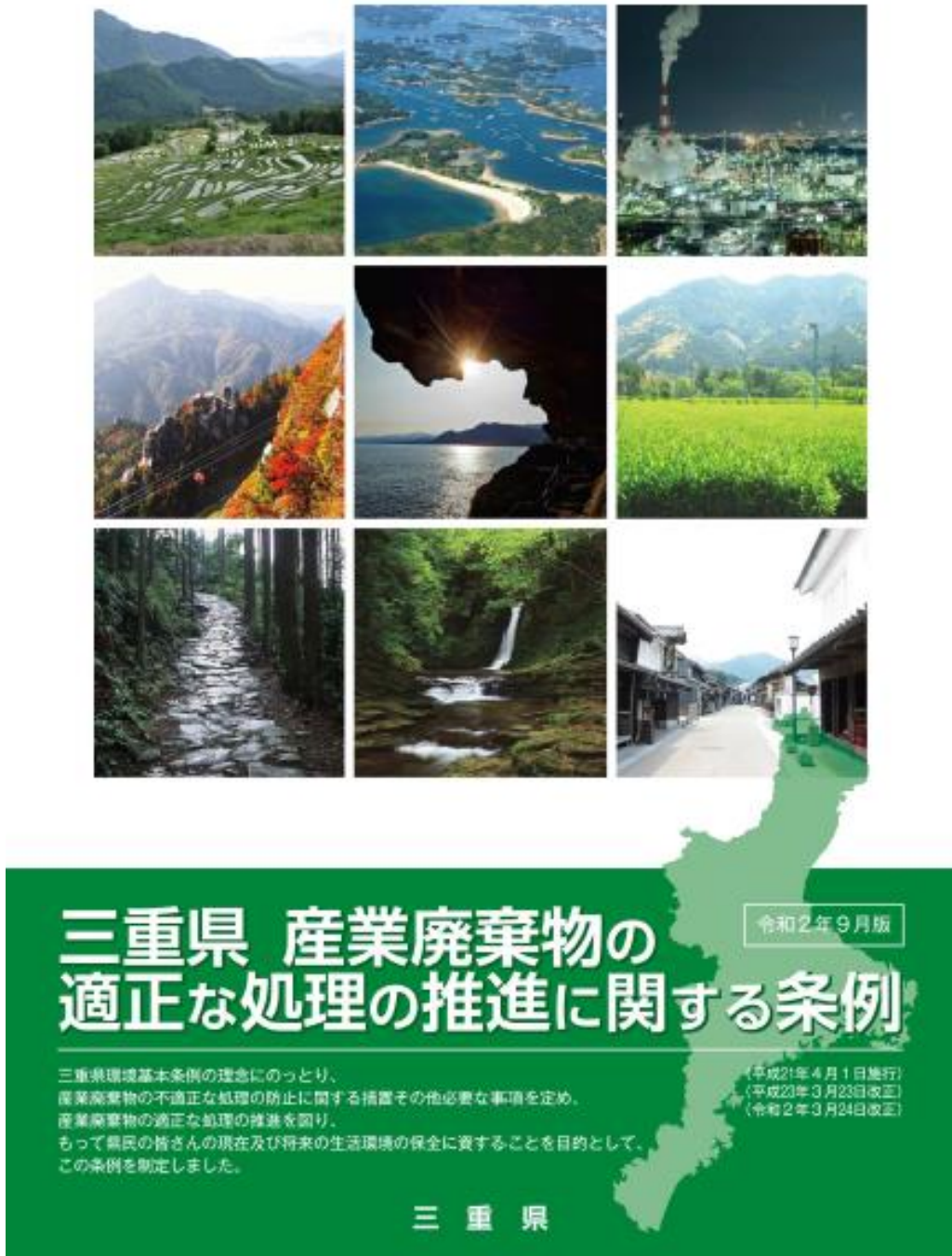

電子マニフェストとは

- 電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

- 電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。

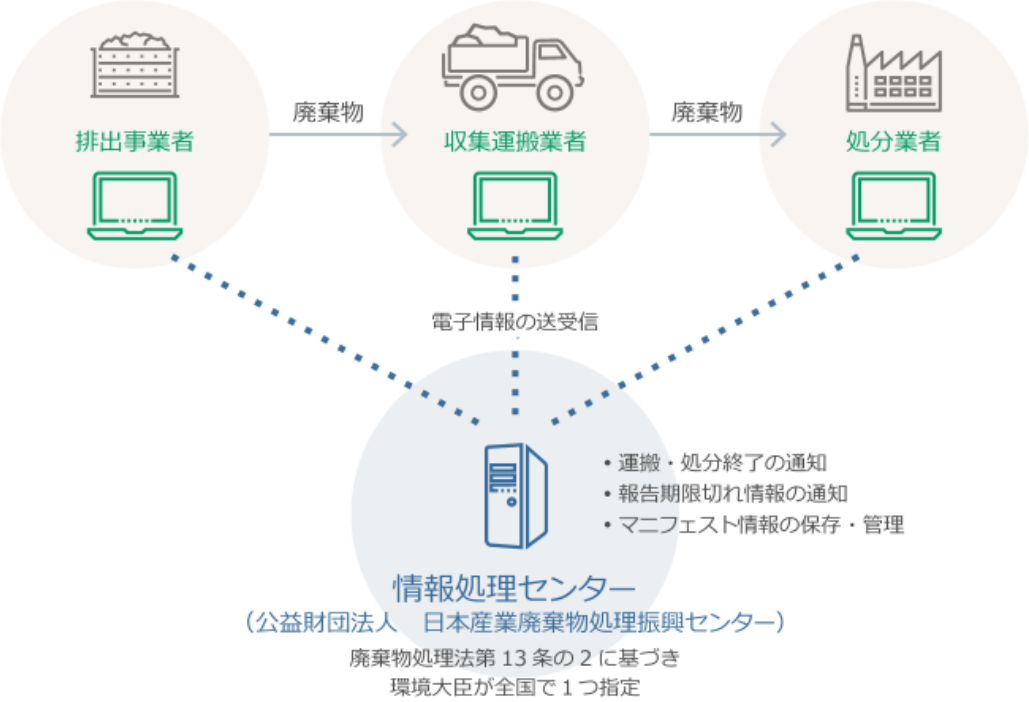

県内の電子マニフェスト活用率

- ○三重県の電子マニフェストの活用率
- 活用率＝
- 電子マニフェスト登録件数
- ／（紙+電子）の総登録件数×100%

- R1年度実績　：　70．2%

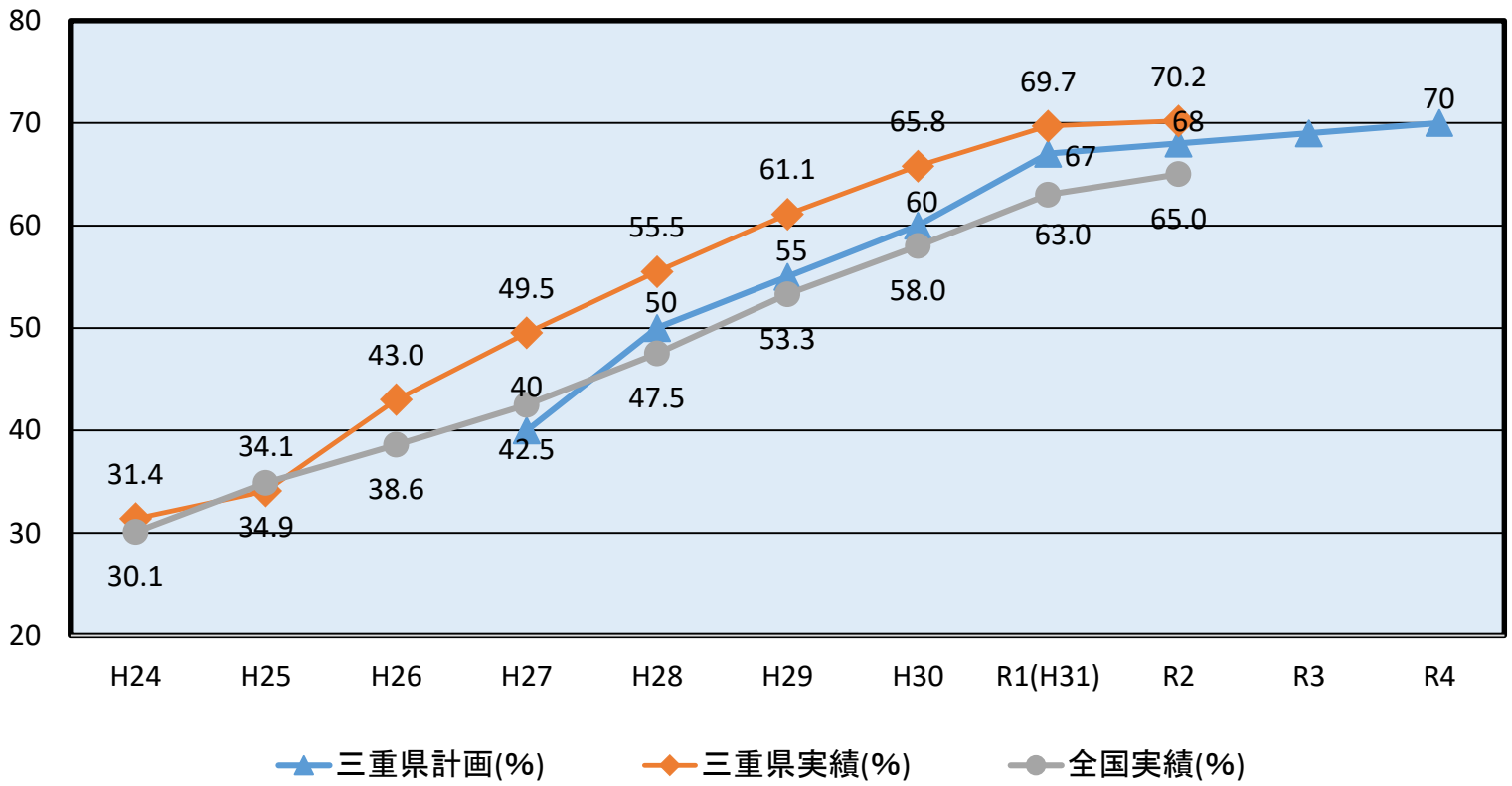

建設業界の電子マニフェスト活用率推移

- ○県内建設業の活用率の推移
- H29年度実績56．6%⇒H30年度実績61．5%⇒R元年度実績65．1%

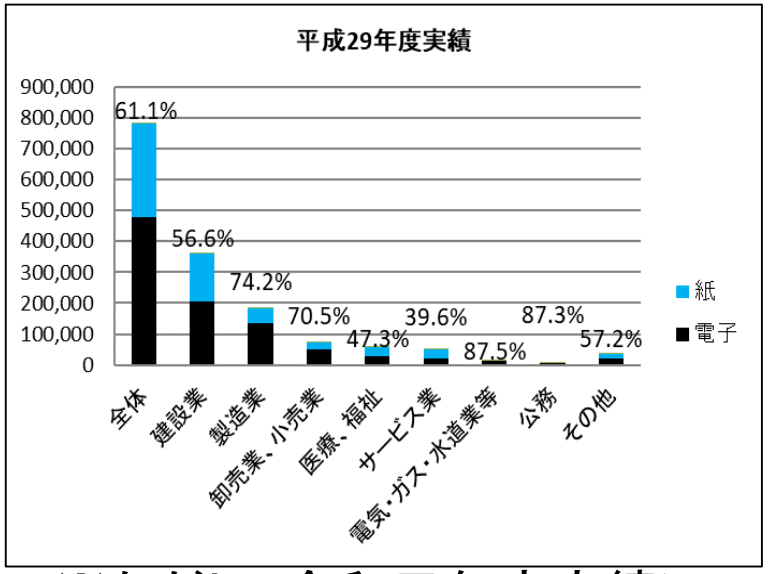

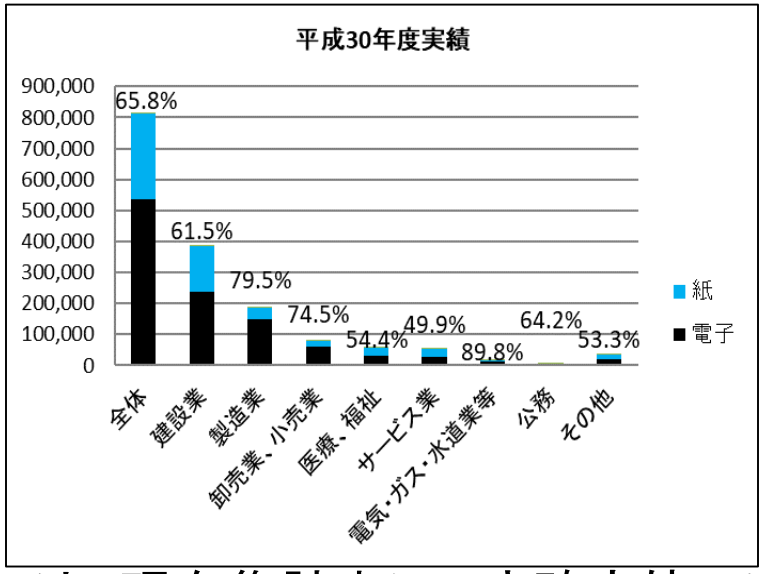

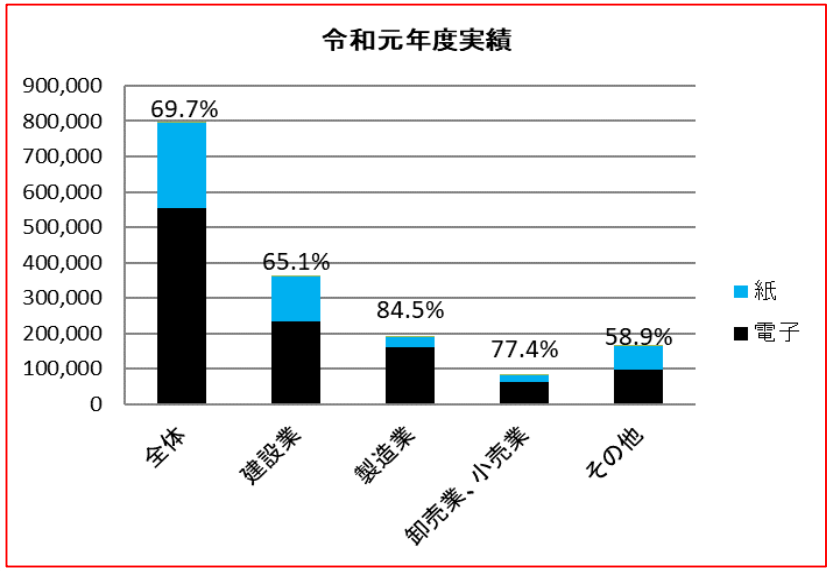

※ただし、令和元年度実績については、現在集計中につき確定値ではない

電子マニフェストのメリット

- 電子マニフェストの導入により、事務処理の効率化を図ることができるとともに、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。

簡単！ 事務処理の効率化

入力操作が簡単で、手間がかかりません。

画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できます。

マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。

マニフェストの保存が不要です。（保存スペースも不要）

しっかり！ 法令の遵守

法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。

運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。

終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起します。

マニフェストの紛失の心配がありません。

電子マニフェストのメリット

- 電子マニフェストの導入により、事務処理の効率化を図ることができるとともに、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。

確実！ データの透明性

マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
セキュリティも万全です。
排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。

安心！ 排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告します。

電子マニフェストのメリット

- 紙マニフェストとの事務処理費用の比較例

紙マニフェスト運用の労務工程		電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間／年	業務	時間／年
1. 紙マニフェストの発行業務	2,600	1. 電子マニフェストの発行業務	250
2. 紙マニフェスト管理業務	500	2. 電子マニフェスト管理業務	150
3. 紙マニフェスト交付等状況報告業務	300	3. 電子マニフェスト交付等状況報告業務	0
合計	3,400	合計	400

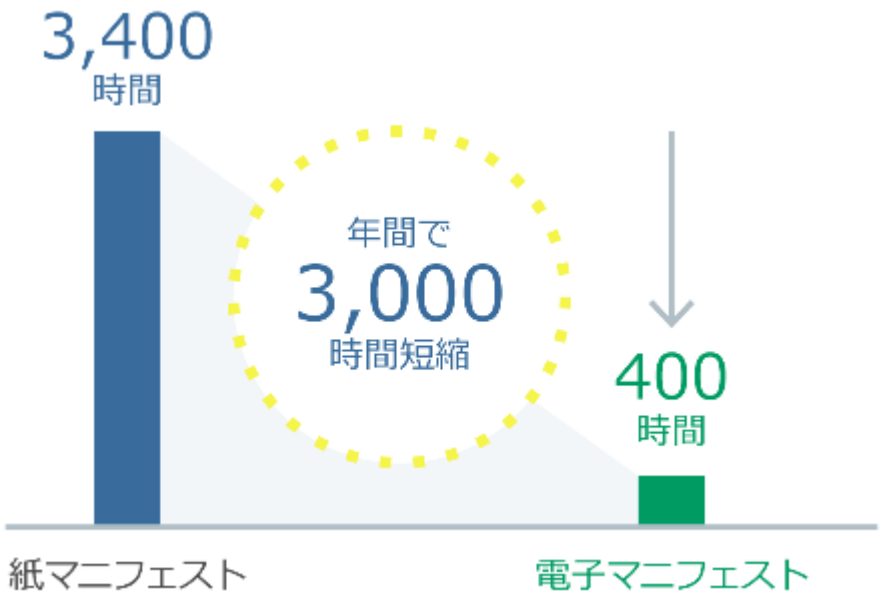

事務作業の効率化

電子マニフェストと紙マニフェスト

- 事務手続き
- フロー図

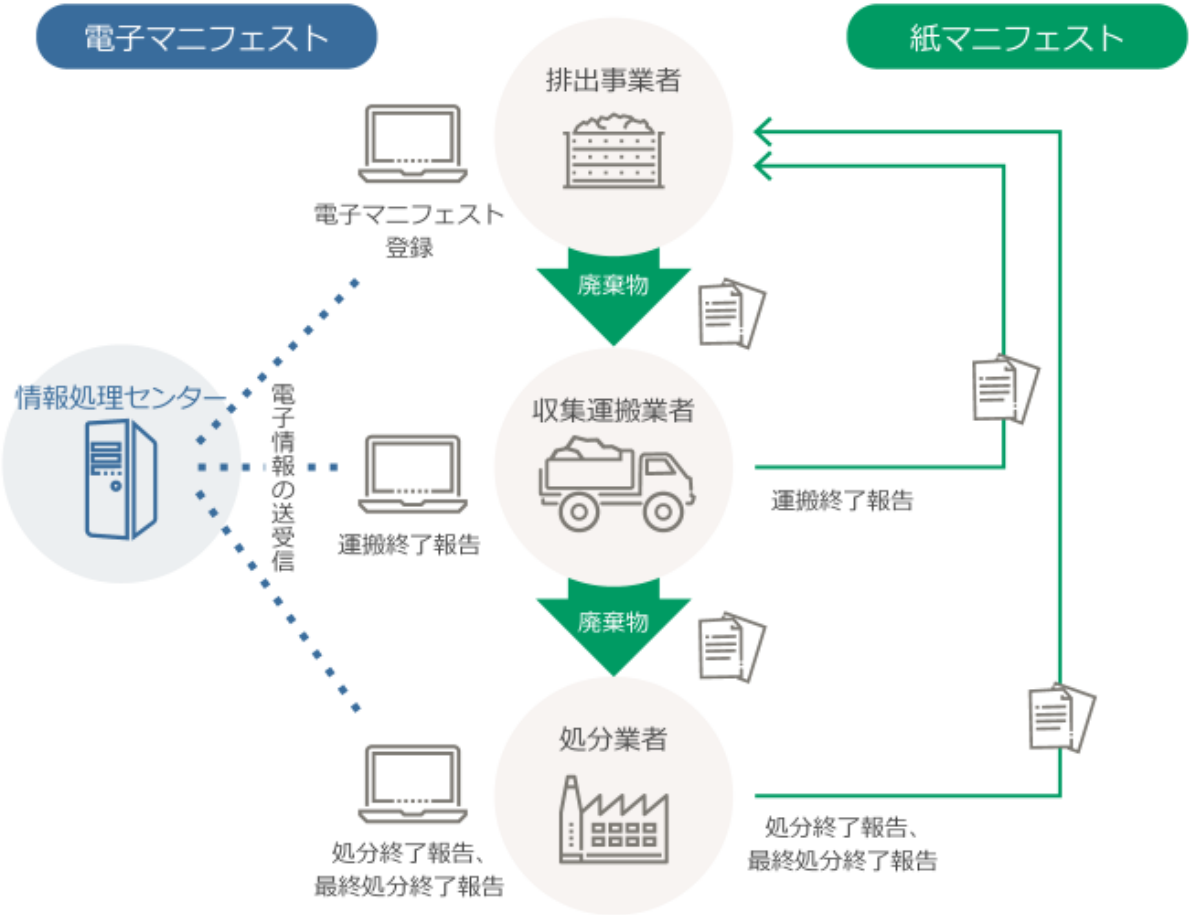

優良認定制度の概要等

優良認定制度

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した産廃処理業者を「優良認定処理業者」として認定**する制度が創設された。

【優良基準の概要】

①遵法性：従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。

②事業の透明性：産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。

③環境配慮の取組：ＩＳＯ14001やエコアクション21等の認証を取得していること。

④電子マニフェスト：電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。

⑤財務体質の健全性：直前３事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

処理状況に関する確認の努力義務

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**排出事業者に対して**、産業廃棄物の処理を委託する場合において**処理の状況に関する確認を行う努力義務規定**が定められた。
排出事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを**確認する方法**として、国は**実地確認による方法のほか**、**優良認定処理業者等が公表している**産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理の状況等に関する**情報により間接的に確認する方法**を示している。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（産廃条例）の改正について

主な改正事項

１．建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

（１）元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第１項～３項、第14条）
（２）発注者の役割（新規、改正条例 第13条第４項、５項）

２．優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

（１）処分を委託する場合の確認（改正条例 第７条関係）
（２）県内搬入に係る届出等（改正条例 第９条～12条関係）

３．土地所有者等への指導規定の追加

（１）土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

４．産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

（１）産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

規制の合理化｜規定の概要（改正前条例第７条関係）

第7条 （処分を委託する場合の確認等）

産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先が処分するための能力を現に有していることを確認してください。

⇒ 規制の合理化

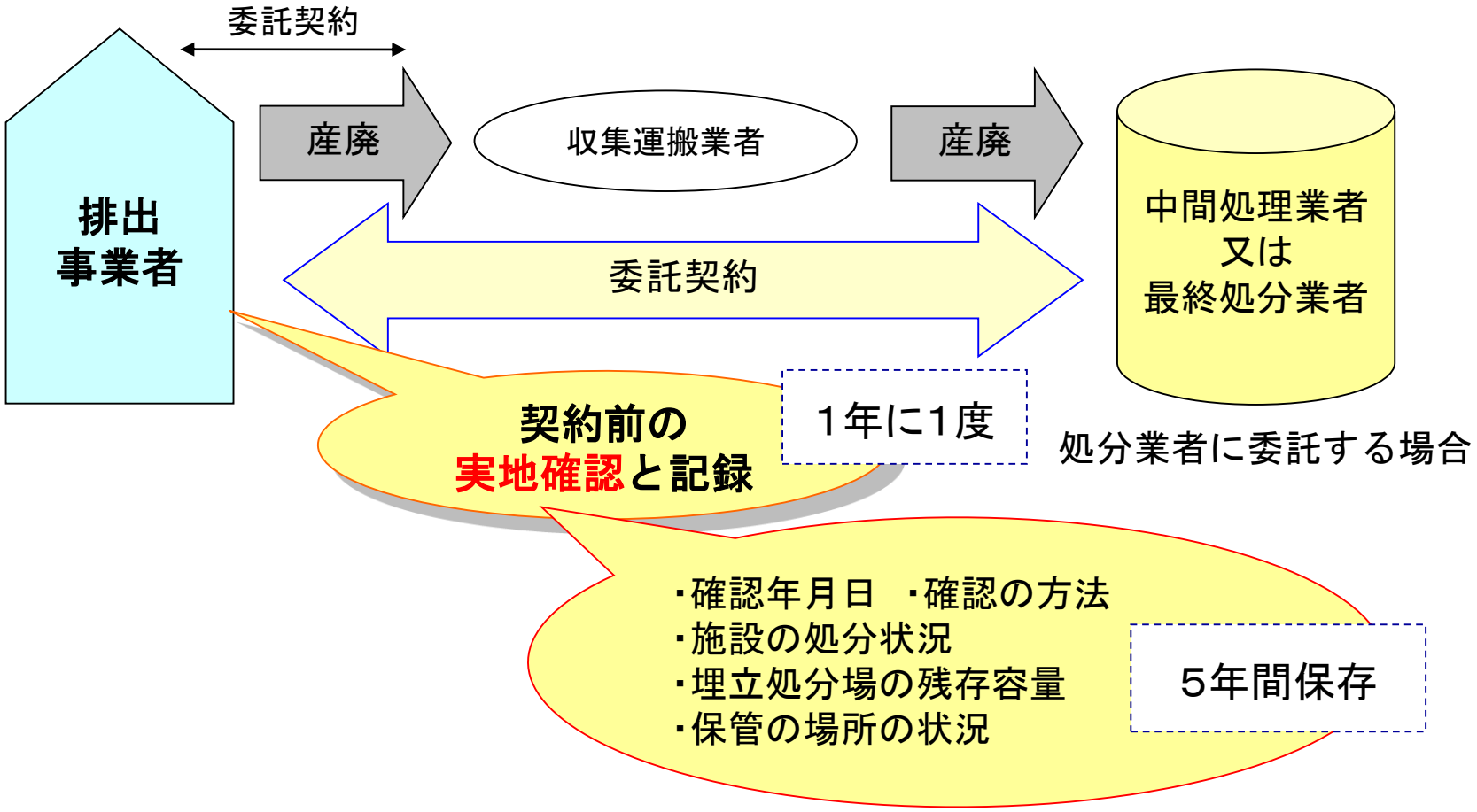

1　処分を委託する場合の確認（改正条例　第７条関係）

「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、条例第７条第１項で規定している処分を委託する場合の確認（委託先が処分するための能力を現に有していることの確認）に関して、条例施行規則第３条第１項で定めている実地確認以外での間接的な方法による確認を可能とした。

優良認定処理業者の多くは
『産廃情報ネット　さんぱいくん』
を利用して情報公開しています。

規制の合理化｜改正条例の内容

条例抜粋

（処分を委託する場合の確認等）

第七条　事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

規則抜粋

（確認及び記録事項等）

第三条　条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

一　自ら実地に調査し、及び確認すること。

二　自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。

三　条例第九条第一項第二号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。

三重県の取組

〇電子マニフェストシステム操作研修会

- 電子マニフェストの普及促進を目的とした研修
- (一社)全国土木施工管理技士会連合会の認定学習プログラム(CPDS)に認定
- 建築士会CPD制度に認定された学習プログラム
- （一社）廃棄物処理施設技術管理協会の廃棄物処理施設技術管理者継続学習システムに認定された学習プログラム

https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/89374000001_00002.htm

三重県の取組

〇環境技術指導員

- 各地域機関に環境技術指導員を設置し、県内の事業者に対して個別訪問し、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用及び委託基準の遵守等を促すことで、排出事業者責任を徹底し、廃棄物の不適正処理の未然防止を図ることを目的としています。

〇環境技術指導員の職務内容

- 電子マニフェストシステム及び優良認定処理業者の活用促進に関すること
  ⇒電子マニフェストの加入と利用の促進
  ⇒優良認定処理業者の活用促進
  ⇒電子マニフェスト操作の指南
  ⇒事業者啓発資料の配布など